

企業課通信

2011. 6月号

発行者：庄内町企業課 ☎42-0186

ご存知ですか？



東北一安いのは **“庄内町営ガス”** です！！

庄内町営ガスは、皆さんからの料金収入で全てまかなう独立採算制により運営されています。

★他社との比較（22m³ 使用した場合）

	事業所名	ガスグループ	基本料金	従量料金	合計 (税込み)
山形県	庄内町営ガス	12A	588円	2,782円	3,370円
	酒田天然ガス(株)	13A	1,165円	4,427円	5,592円
	鶴岡ガス(株)	13A	1,145円	3,215円	4,360円
	庄内中部ガス(株)	12A	420円	3,294円	3,714円
宮城県	気仙沼市	13A	1,622円	4,513円	6,135円
	仙台市	13A	735円	3,126円	3,861円
秋田県	のしろエネルギーサービス(株)	13A	1,029円	6,077円	7,106円
	にかほ市	13A	724円	3,418円	4,142円
プロパンガス	山形県平均（10m ³ ）		1,877円	6,065円	7,942円

※1 熱量はガスグループが12Aの場合10,000kcal/m³、13Aの場合11,000kcal/m³ですが、上記の料金表は11,000kcal/m³に同一熱量換算して算出。

※2 近隣の県の料金については、各県の1番高い事業所と安い事業所を掲載。

※3 東北経済産業局公開の「家庭用ガス料金比較表（平成22年4月現在）」より抜粋。

※4 プロパンガスの熱量は24,000kcal/m³のため、ガス22m³を10m³に換算。

※5 上記の料金表には「原料費調整制度」導入に伴う調整額は反映されていません。

庄内町企業課では 安全・安心な水道水 の供給をお約束します。

東日本大震災に伴い発生した福島第一原発の事故は、なかなか収束の目処が立たない状況となっており、事故発生以降、放射性物質による食品や飲料水の汚染問題が、日本国内で大きな関心事となっています。

しかし、庄内町企業課では「安全・安心」な水道水を各家庭に供給するため、以下のような万全の態勢を取っておりますので、安心してお使いください。

① 水道水の放射性物質検査の方針についてお知らせします。

これまで、庄内町の浄水場となっている庄内南部広域水道朝日浄水場（県）と片倉水源地（町）の2ヶ所でモニタリング検査を4月26日、5月10日、5月16日の3回実施しましたが、放射性物質は**いずれも不検出**という結果でした。

放射性物質の汚染のリスクは、地下水、湧水、表流水の順で高くなるといわれていることから、今後は、リスクの一番高いと考えられる庄内南部広域水道朝日浄水場で、1週間に1回以上検査をおこなう予定です。

② 毎月、水質検査をおこなっています。

安全な水質基準を満たしているか、毎月決められた頻度で決められた項目について、水質検査をおこなっています。その結果は、企業課のホームページで毎月公表しています。

なお、自然界に放射性物質は存在しないため、通常は放射性物質の検査はおこなっていません。

※ 企業課のホームページをご覧になるには下記のとおりお進みください。

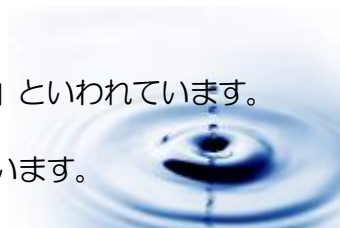
庄内町のホームページ → 暮らしの情報 → 各課のお知らせ → 企業課

③ 病原生物を死滅させる滅菌消毒をしています。

水道の蛇口で、残留塩素濃度が0.1mg/ℓ以上となるように、次亜塩素ナトリウムを加え、病原生物を死滅させる滅菌消毒をおこなっています。よって、残留塩素濃度が0.1mg/ℓ以上ない水は、安全な「水道水」とはいえませんが、塩素のにおいがするのが、安全な「水道水」の証といえます。

④ おいしい水にするためにがんばっています。

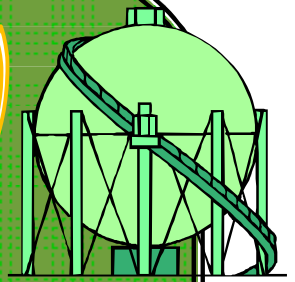
おいしい水とは、「ミネラル・硬度・炭酸ガス・酸素を適度に備えた冷たい水」といわれています。庄内町の水道水は、おおむねこの「おいしい水」の基準に当てはまっています。また、夏場に水温を下げるため、ダムの深いところから取水するなど努力しています。



庄内町企業課では、今後も「安全・安心」で、しかも「おいしい」水道水を供給するため、更なる努力をしております。

庄内町のランドマーク
ガスタンク（正式名称：ガスホルダー）

の疑問にお答えします！！



Q1 ガスホルダーとは何をするためのものですか？

A1 都市ガスの供給のための貯蔵タンクで、中には圧縮したガスが100%詰まっています。

Q2 どれぐらいの地震に耐えられますか？

A2 今の基準では、震度6程度の大地震にも十分耐えられるようになっています。
ただし、3基のガスホルダーのうち2基は耐震補強の必要があることから、今年度耐震補強工事を実施する予定です。

Q3 爆発したりしませんか？

A3 ガスは、①酸素（空気）、②火花などの着火源、③密閉空間の3つの条件が揃わない限り爆発しません。万が一、ガスホルダーからガスが漏れても、ガスが大気に放出される圧力の方が強く、燃焼に必要な酸素がガスホルダー内に存在しないため、着火しても燃え出すのみで、爆発することはありません。

また、たとえ近隣で火災が起こっても、ガスホルダーは熱に強い鋼材を使用し、周囲は広く空間をとっているので影響ありません。

Q4 点検はしていますか？

A4 点検は毎日しています。また、10年に1度はガスホルダーの中に入って詳細な検査をしています。（「開放検査」といいます。）
東側の小さいガスホルダーが、今年ちょうど10年目にあたり、開放検査を行う予定です。

※ ガスや上水道についてご意見やご質問等がある場合は、お気軽に庄内町企業課までお問い合わせください。（施設係 ☎43-2136 供給係 ☎42-0186）

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

～既存住宅への設置猶予期間が終了しました～

「消防法」及び「酒田地区消防組合火災予防条例」の改正により、住宅用火災報知器設置が義務化されておりますが、既存住宅への設置猶予期間が5月31日で終了し、**6月1日よりすべての住宅への取り付けが必要となりました。**

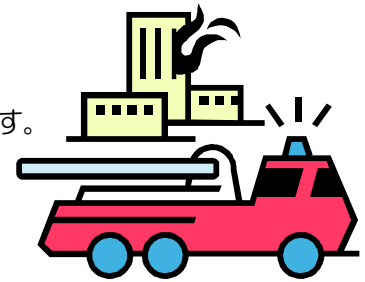
もし、まだ取り付けがお済みでなければ、火災から大切な命を守るため、すぐに取りつけましょう！！
なお、企業課または指定工事店でも販売しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

● 住宅用火災警報器とは…？

煙や熱を感知し、警報ブザーや音声によって火災をいち早く知らせる機器です。

原則として煙感知式の機器の取り付けが必要です。

ただし、台所や車庫などは熱感知式の取り付けも可能です。



● なぜ設置しなければならないの…？

住宅火災における死者の発生原因のうち、約6割は逃げ遅れであり、年齢別にみると65歳以上の高齢者が約6割を占めています。こうした犠牲者を出さないようにするため、早期の避難や初期消火を可能とする、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

● 設置が必要な場所は…？

- ① 寝室（寝室、居間、子ども部屋などの名称に関わらず就寝のための部屋）
- ② 階段（寝室が2階以上の階にある場合）
- ③ 寝室ではない四畳半以上の部屋が5つ以上ある階の廊下と、なっています。



● 企業課（指定工事店）で取り扱ってる火災警報器の種類は…？

① 煙感知式『住宅用火災警報器』



★主な特徴★

- ・ **消防法で原則として取り付けが義務付けられている煙に反応する「煙感知式」**です。
- ・ 電池式で電気工事が不要です。電池は約10年もちます。
- ・ 販売価格は、本体のみ¥4,515、取付料込み¥6,352（いずれも税込み）です。

② 熱感知式『火災・ガス漏れ複合型警報器』



★主な特徴★

- ・ 台所での非火災による誤報が少ない「熱感知式」センサを採用。
- ・ 火災、ガス漏れ、不完全燃焼を1台で検知する複合型警報器です。
- ・ 販売価格は、本体のみ¥5,775、取付料込み¥7,612（いずれも税込み）です。

※ 警報器の在庫がない場合には、お取り寄せに時間がかかることもありますので、あらかじめご了承ください。